

2018年4月23日

人事院総裁 一宮 なほみ 殿

公務労組連絡会
議長 猿橋 均

定年年齢の引き上げに関する要求書

政府は、公務員の定年の引き上げにむけた論点整理をふまえた「職員の分限及び給与に関する事項」についての見解を示すよう人事院に要請しました。

年金支給開始年齢が段階的に引き上げられるもと、65歳支給開始となる定年退職者がでるまであと4年しかなく、雇用と年金の確実な接続は緊急の課題です。一方で、公務職場で働く多くの職員は、長時間過密労働により長く働き続けることへの不安を抱えています。質の高い公務・公共サービスを維持していくためには、高齢層職員がやりがいと誇りをもって長年培ってきた職務経験や専門性を活かすことができる制度とともに、安心して働き続けることができる職場環境を整備することが必要です。

そのためにも、60歳定年を前提にした現在の公務員制度を変更するにあたっては、長時間労働の是正をはじめとした職場環境の改善とともに、公務労働者の労働条件や人生設計にかかる問題として、労働組合との十分な交渉・協議が不可欠です。

以上のことから、下記の要求に対し、誠意ある回答とその実現にむけた対応を強く求めます。

記

1. 定年年齢の引き上げにかかわって以下の事項を実現すること

- (1) 雇用と年金の確実な接続をはかるため、定年年齢を65歳に引き上げること。
- (2) 職務給原則にもとづき、年齢のみを理由とした賃下げは行わないこと。定年延長を口実とした60歳前の賃金を抑制しないこと。
- (3) フルタイム勤務との相互転換が可能な制度として短時間勤務制度を創設すること。
- (4) 役職定年制については、画一的な導入は行わず、慎重に検討すること。
- (5) 時間外労働に対する規制を強化すること。とりわけ交替制勤務における夜勤の回数制限、上限規制を行うこと。
- (6) 加齢により就労が困難な職種については、65歳まで働き続けることができる職域をもうけるなど、特別な措置を検討すること。

2. 再任用制度にかかわって以下の事項を実現すること

- (1) 希望者全員のフルタイム再任用を保障できる財政措置とともに定数外とすること。
- (2) 再任用職員の賃金は、職務と生活実態に見合うよう大幅に引き上げること。
- (3) 一時金の支給月数を改善するとともに、生活関連手当等を支給すること。

3. 労働組合との協議を尽くし、合意のもとに進めること

以上